

件名：新型コロナワクチン接種事業（4回目接種の開始）

【ポイント】

●日本国内で新型コロナワクチンの4回目接種が開始されたことに伴い、在留邦人向けワクチン接種事業においても、在留邦人等を対象とした4回目接種が、7月19日から新たに開始されます。

【本文】

1 日本国内で新型コロナワクチンの4回目接種が開始されたことに伴い、海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、在留邦人等を対象とした4回目接種（ファイザーのワクチンを使用）が7月19日から新たに開始されます（1・2・3回目接種も引き続き実施されます）。

2 接種対象は、日本で薬事承認されているワクチン（注）で追加接種（3回目接種）に相当するワクチン接種を受け、3回目接種から5か月以上が経過した以下の方が対象となります。

（1）60歳以上の方

（2）18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する者及び新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方

（注）初回接種（1・2回目接種）においてはファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）、ノババックス（コボバックスを含む）、ヤンセン、追加接種（3回目接種）においてはファイザー、モデルナ、ノババックス（コボバックスを含む）、ヤンセンを指します。なお、ヤンセンの初回接種は1回接種であるため、1回接種している場合は初回接種（1・2回目接種）が完了しているものとみなされ、2回接種している場合は追加接種（3回目接種）が完了しているものとみなされます。

3 なお、18歳以上60歳未満の方については、接種にあたり基礎疾患の有無について事前の申告は求められませんが、接種日当日は可能な限り医師の診断書や処方箋等を持参することが望ましいとされています。また、接種の可否は当日医師が問診により判断することから、接種ができない場合もあり得ますのでご留意下さい。

4 4回目接種の詳細は以下の外務省海外安全ホームページをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

5 本事業によりワクチンの接種を希望される場合には、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約することをお勧めいたします。

●在レバノン日本国大使館

代表電話番号：+961-(0)1-989751~3

領事直通：+961-(0)1-989856/01-989855

領事携帯：+961-(0)3-366018/03-345977

領事緊急：+961-(0)3-362540

F A X 番号：+961-(0)1-989754

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。